

資格確認書（健康保険証）について

令和6年12月2日から従来の健康保険証が廃止され、資格確認書やマイナ保険証等による病院の受診になりますので再度、簡単にご紹介します。

【社会保険の資格取得・扶養異動届の手続き】

令和6年12月2日以降、「被保険者資格取得届」および「被扶養者（異動）届」に「資格確認書発行要否」欄を新たに設けられます。新たに被保険者や被扶養者になる方が資格確認書を必要とする場合は、届書の「発行が必要」にチェックを入れることとなります。届出内容に基づき、協会けんぽから資格確認書が発行されます。

（会社で手続きする際に、本人等にマイナ保険証の利用状況を確認することとなります。）

① 資格確認書発行要否 発行が必要

② 資格確認書発行要否 発行が必要

【資格確認書の申請の必要・不要について】

○申請不要で交付される方（交付にあたっての手续や申請が必要ない方）

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・まだマイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしていない方（マイナ保険証の利用登録解除を申請した方、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方を含む）

※現行の健康保険証の有効期限内に申請不要で交付されます。

※今後もマイナ保険証をお持ちにならない方には、資格確認書が更新・発行されます。再申請の必要はありません。

- ・後期高齢者の方（後期高齢者医療制度の被保険者）

※2025年7月末までの暫定的な運用として、現行の健康保険証が失効する方には申請によらず資格確認書が無償で交付されます。そのため、当分の間、申請は不要です。

○申請により交付される方

- ・マイナンバーカードの健康保険証としての利用登録をされていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方（高齢者、障害がある方など）
- ・マイナンバーカードを紛失・更新中の方
現行の健康保険証と同様、親族等の法定代理人や、介助者などによる代理申請が可能です。
- ・資格確認書が届くまでに健康保険証を失くした方

12月2日以降に現行の健康保険証を紛失した場合でも申請すれば資格確認書が発行されます。

